

0. 本調査の概要

0.1 調査目的

2002 年に開催された「WSSD（持続可能な開発に関する世界首脳会議）」の 2020 年目標¹、および、その後 2006 年に策定された「SAICM（国際化学物質管理戦略）」の達成に向けて、アジア諸国では近年、様々な化学物質管理制度が新たに整備されてきた。このため、各国に進出する日本企業にとっては、それらの制度に対応するための負担が増している。さらに、各国の制度はそれぞれ異なるため、日本の制度との差異も非常に複雑になってきていると言える。

そこで本調査ではこれらの問題を解決すべく、以下の目的を掲げる。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、NITE）が実施した「平成 22 年度 海外の化学物質管理制度に関する調査」のアップデートをすることで、各国における化学物質管理制度の最新状況（法令の制定、ドラフトの検討、制度上の問題点など）を整理する。それにより、アジア諸国それぞれの化学物質管理の現状と今後の方向性について、日本の制度との比較分析をすることで、日本企業による各国制度の理解および対応を支援する。また中華人民共和国に関しては、より詳細な調査を実施し、国際的な動向との比較を踏まえて、同国における化学物質管理制度のあり方についても提言する。

¹ 具体的には、「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成する」というものである。

0.2 調査対象国

本調査で対象とした国は以下の 14 か国・地域である。

1. 中華人民共和国
2. 台湾
3. 韓国
4. タイ
5. ベトナム
6. インドネシア
7. マレーシア
8. フィリピン
9. シンガポール
10. ミャンマー
11. カンボジア
12. ラオス
13. インド
14. 豪州

0.3 調査項目

化学物質管理規制は多岐の分野にわたるが、日本でいうところの以下の法令に該当する制度を本調査の対象とする。ただし、本調査ではあくまで化学物質管理に重点を置くため、各法令において関連性が低いと考えられる箇所（例：労働安全衛生法における労働条件に関する規定、建築基準法における耐震基準に関する規定、など）については対象外とする。

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）
- 毒物及び劇物取締法（毒劇法）
- 労働安全衛生法（安衛法）
- 消防法
- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- 建築基準法
- 食品衛生法
- 環境法規（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法等）

本調査においては、上記対象国における化学物質管理制度の「これまでの経緯」、「現在の法令内容」、「運用状況」、「今後の予定」を整理する。

中華人民共和国の調査における特記事項：

「中華人民共和国」については、本調査結果（ヒアリング調査結果および文献調査結果）を踏まえたうえで、化学物質管理制度のより適切な有り方（案）についても考察する。

0.4 調査手法

本調査にあたっては、文献調査および各関係者へのヒアリングを行った。

【文献調査】

本調査では、主に以下の資料を収集した。

- 各国における化学物質管理法令の原文
- 各国政府当局が発表している資料やプレスリリース
- 国際または各国現地の NGO などが出版する報告書（Green Peace、WWF など）
- 専門書籍
- 学術論文
- 各種セミナー資料（ChemCon など）

【ヒアリング調査】

ヒアリングについては「海外ヒアリング」と「国内ヒアリング」を実施した。

海外ヒアリング

中国、タイ、ベトナム、インド、豪州の 5 か国を対象として現地に直接訪問し、化学物質に関する各行政機関および日系組織にヒアリングを実施した。各国でのヒアリング先は以下の通り。

国	ヒアリング先
中国	<ul style="list-style-type: none"> • 環境保護部 • 工業情報化部 • 国家安全生産監督管理総局 • 中国石油化学工業協会 • 中国日本商会
タイ	<ul style="list-style-type: none"> • 工業省 工場局 有害物質管理部 • 工業省 工場局 安全技術部 • 天然資源環境省 公害管理局 廃棄物および有害物質管理部 有害物質課 • 天然資源環境省 公害管理局 水質管理部 産業排水課 • 労働省 労働保護福祉局 労働安全衛生部 • 科学技術省 タイ国立金属材料技術研究センター
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> • 天然資源環境省 • 商工省 • 労働・疾病兵・社会省

国	ヒアリング先
	<ul style="list-style-type: none"> 保健省 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) ハノイ事務所
インド	<ul style="list-style-type: none"> 環境森林気候変動省 有害物質管理課 化学品肥料省 化学品・石油化学品庁 商工省 基礎化学品・医薬品・化粧品輸出促進委員会 中央公害管理委員会 有害廃棄物課 インド商工会議所連合会 化学品部門 Toxics Link 化学品・保健チーム 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) ニューデリー事務所
豪州	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全庁 環境・エネルギー省 農業・水資源省 保健省 アコード 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) シドニー事務所

国内ヒアリング

海外の化学物質管理に携わる日系企業および産業組織の担当者を対象に、ヒアリングを実施した。ヒアリング先は計 13 組織であり、その内訳は以下の通りである。なお、ヒアリング先の選定基準としては、(1)アジア諸国を含めグローバルにビジネスを展開している企業、(2)すでにエンヴィックスがヒアリング先担当者の連絡先を把握している企業、の 2 点を考慮して決定した。

分類	詳細	ヒアリング先 事業者数
化学物質管理の川上	化学品を製造する事業者 化学品の輸出入に携わる商社	6
化学物質管理の川中	部材、部品を製造する事業者	4
化学物質管理の川下	最終製品を製造する事業者	3

0.5 調査結果要約および考察

0.5.1 調査結果要約

本調査の主要な結果について以下の順でまとめる。

- 海外ヒアリング結果
- 国内ヒアリング結果
- 各国の主な化学物質管理制度の現状（主にデスク調査結果）

【海外ヒアリング結果】

以下では、海外ヒアリングの主な結果について国別にまとめる。なお詳細結果については、各国報告書のなかでも記載されているため、そちらを参照のこと。

中国

中国では、中国国家安全生産監督管理総局（安監総局）が「目録」による危険化学品の管理を行っており、輸送に関しては交通部が独自の管理方法を用いているため、危険化学品の定義が目録の定義と一致しないという矛盾が生じている。これは、現在策定中の「危険化学品安全法」に反映されるというが、国務院の法制弁公室の立法計画に盛り込まれていない状況であるという。安監総局の担当者によると、2018年に公開意見徴収稿を出すことが望ましいスケジュールである。新しい法規への対応時間として設けられる期間に関して、期間の延長が必要な場合は、意見徴収稿の段階で意見を出し、普遍性があれば考慮されるというが、所管は、設定期間は適切であると考えているようであった。

中国環境保護部の所管である、「新化学物質申告登記指南（改正中）」については、2016年末に公布予定だったが、合法性に関する問題が多々見つかри、現在審査中であるという。公布時期も未定であるという。また、環境保護部の担当官は、中国本土の鑑定機関によるデータの提出要件については、一部の規定に関してのみ要求する事項であるため、指南では改正する必要はないと考えている。

産業組織の中国石油化学工業協会に訪問した際には、化学品に関する法律が無いことが話にあがり、最上位の法令である国務院 591 号に基づき、各部署は法令を策定しているという。国家標準の「推奨」の解釈に関する担当者の見解は、上位法に引用されていなくても遵守したほうが良いというものであった。その理由としては、遵守コストよりも違法コストのほうがはるかに高くなっているからだという。今後、国家標準の策定は所管部署で行われることが増えると予想されるため、各部署の発表する情報には注視する必要がある。

タイ

日本の事業者のなかでも大きな関心事となったタイの「リスト 5.6」について、タイ工業省・工場局・有害物質管理部によると、2016 年末に締め切った初回届出の結果を現在検証中であり、その結果となる物質リストについては 2017 年 6～7 月頃に公表される予定である。これに関連して、化学物質のリスクアセスメントについても今後導入していくが、その時期、どのように実施していくかは、上記リストを作成した後の話なので、現時点では未定であるという。

いっぽう、天然資源環境省では PRTR のパイロットプロジェクトを進めており、現在は中小規模の工場サムットプラカンで第 2 フェーズを実施中である。この第 2 フェーズは 2018 年まで行われる。タイの PRTR 制度は、最終的には法令によって規制する方針だが、法規制には少なくとも数年かかる見通し。

このほか、「労働省 労働安全衛生部」と「科学技術省 タイ国立金属材料技術研究センター (MTEC)」を訪問した。前者では、労働安全衛生環境法のもとでの化学物質管理について、後者では企業の化学物質管理の状況についてヒアリングを行った。

ベトナム

天然資源環境省では、環境総局 (VEA)・汚染管理局のなかにある「化学品汚染、化学品事故、環境健康管理部」が化学物質管理を担当している。ベトナムにおける PRTR 制度の構築については同部が所管しており、現在そのドラフトを作成中で、規制対象物質の選定を行っている（現在、90 物質まで絞り込んだという）。

商工省では、化学品庁 (Vinachemia) を訪問し、同庁が所管する化学物質管理制度については幅広くヒアリングを行った。現在ベトナムでは新規化学物質管理に向けた制度構築が進められているが、その評価のための試験所については化学品庁自身も今後 1～数か所設立する予定であるという。また、ベトナムで 2016 年 3 月 30 日より開始された混合物の GHS 対応に関して、大企業と外資企業はその法令順守が進んでいるが、国内の中小企業は対応が遅れているとの見解を示した。

労働・疾病兵・社会省では、労働安全衛生を担当する「労働安全局 労働安全技術部」に対して、同部の役割や現在作成を進めている「有害化学物質の生産、取引、使用、保管および輸送における労働安全衛生に関する国家技術基準案」についてヒアリングした。

保健省では、「家庭用および医療用の殺虫および殺菌化学品および調剤に関する政令 91/2016/ND-CP」を所管する「保健環境管理局 化学品および健康影響部」にヒアリングを行った。

インド

環境森林気候変動省では、現在、「2017 年有害化学物質管理規則案」を策定中であり、694 物質（CAS 番号ベース）の化学品に対して、SDS のオンライン提出を義務づける規定を提案しており、有害化学物質インベントリを作成する意向だという。混合物や成形品も対象とし、単一物質の含有量はそれぞれ規定する予定である。また、2011 年 GHS 案にかわる新しい法案が大臣に提出され、今後意見募集を実施する予定であり、内容も一新しているという。順調に進めば、2017 年に公布の見通しである。

一方、化学品肥料省では、化学品産業を発展させる動きを示しており、化学物質に関する法規制の策定の動きは見られなかった。また、化学品肥料省が主体となって作成していた「国家化学品政策案（2012 年と 2014 年）」に関する進展情報は得られなかったが、正式に公表するには様々なプロセスが必要であり、現段階では公表できる目処は立っていないようであった。

CHEMEXCIL は商工省任命の組織であり、国家化学品政策の一部である「化学物質インベントリ」の作成を担当しているが、作成後の活用用途などは不透明であり、既存化学物質インベントリとは違った印象を受けた。また、作成中であると回答を得たが、物質名や CAS 番号、有害性情報などは収載されているが、インド国内での製造量や輸出入量のデータは取れていないという。

その他、インド商工会議所連合会（FICCI）や環境 NGO の Toxics Link 等にも訪問し、インド国内の化学品産業や化学物質管理の体制などについてヒアリングを実施した。インド化学産業の経済が占める GDP の割合は大きく、化学産業を発展させるための化学物質管理はあるものの、化学物質の有害性に関する規制・管理は他のアジア諸国と比較すると活発ではない。また、Toxics Link の担当者によると、化学物質の有害性情報や統計データ等の公開情報が乏しく、国民への啓発活動が難しいという。

豪州

日本の化審法関連制度に対応する制度を所管している保健省へのヒアリングでは、制度運用上の問題点がいくつか挙げられた。問題点としては、毎年既存化学物質の登録と費用の支払いが行われていない、また新規物質登録の際には、在庫の登録が必要だが、それを企業が理解していない点などに言及。

また化学物質の評価に関して、同国における統一的な環境リスク評価の動きが活性化しており、その点についても同省担当者と同日ビデオ会議にて同席した環境・エネルギー省の担当者に話を伺った。2016 年 11 月に公表された「工業用化学品の環境リスク管理のための国家基準案」は、NICNAS の IMAP のリスク評価を受け、環境リスクに焦点を当てて、リスク評価の結果をベースに管理の対象となる化学品の基準を示すものとなる。現段階で

は強制力は持たせない予定であくまでも推奨事項であり、後の判断は各州に委ねられる見込みである。

GHS、ラベル、SDS 関連では、労働安全庁にヒアリングを行った。豪州は 2017 年 1 月 1 日から GHS の導入が始まったため、いくつかの問題点が挙げられた。GHS への移行について、関連問い合わせが増加し、移行期間終了後、サプライチェーンの末端まで変更が伝わっていないことも多く、一部の州や特別地域では例外規定を設けざるを得なかったという。今後は最新の GHS 第 6 版を導入する予定だが、導入時期については欧米など各国と歩調を合わせる予定としている。加えて 2018 年には、労働安全衛生規則のレビューが行われる予定とのことである。

日本の化管法、PRTR との関連では、環境・エネルギー省に話を伺い、PRTR に相当する国家排出インベントリー (NPI) には罰則規定はなく、連邦政府はあくまでも大枠を定めるだけの仕組みとなっているという。具体的な罰則や規定の細目は各州に委ねられる。NPI に関するレビューが 2017-18 年に行われる予定であるとし、その結果次第では関連法規制の改正が行われる可能性があるようだ。

【国内ヒアリング結果】

本調査の対象であるアジア 14 カ国における化学物質管理について、国内の事業者にはヒアリングを実施した。国内事業者には、化学品を製造する川上事業者から部品等を製造する川中事業者、一般組立製品を製造する川下事業者が含まれる。ヒアリング先事業者（計 13 事業者）の内訳は以下のとおりである。

- 川上事業者：A、B、C、D、E、F
- 川中事業者：G、H、I、J
- 川下事業者：K、L、M

ヒアリングを行った際に、最も多くの意見が寄せられた国は「中国」である。中国の危険化学品管理に関しては、登記の際、中国国内の指定鑑定機関によるデータの提出を要求されており、GLP（Good Laboratory Practice）認定機関や日本国内の鑑定データが使用できないため、対応に時間も費用も要するという。また、2015 年に発生した天津の危険品倉庫の大規模爆発事故以来、港での通関検査が厳重化したことや危険化学品取扱倉庫の不足など、事業者のビジネスに影響を及ぼす問題も挙げられた。その他、中国の GHS の基準設定の根拠や RoHS 法の運用、VOC（揮発性有機化合物）規制、法体系の明確化等についても言及があった。

韓国では、化評法（K-REACH）の改正の動きに注目が集まっており、数量に関する年度報告義務が廃止される代わりに、改正案では EU の REACH 型に近づくという内容のため、登録要求にどのように対処すべきか事業者を悩ませているという。ただし、改正の動きが頻繁であり、方向性も明確ではないため、今後の動きによって対応を考えるという様子見をする事業者も多かった。

既存化学物質の届出（リスト 5.6）で関心を集めたタイでは、インベントリに登録した際の CBI の登録や取扱いに対する懸念の声が多く上がっている。また、100%成分情報の開示要件は事業者にとって、ノウハウそのものを出ることになるため、CBI の有無に関わらず、止めて欲しいという意見が出た。このような 100%成分情報開示の動きは、他の国でも見受けられるようで、例えば、台湾では任意の制度として、100%成分開示の取り組みがある。ベトナムでも、新規化学物質の届出に関してタイを参考にするような動きが出る可能性があるという。ベトナムやマレーシアでは現在、既存化学物質インベントリを作成中であり、その動向に関心を示しているという回答も多かった。インドでは、化学物質管理の法規制が他のアジア諸国に比べ遅いため、具体的な化学物質規制に関する意見ではなく、行政の体制や法令の執行状況などの運用面に関する意見がほとんどであった。

なお、インドネシア、シンガポール、ミャンマー、カンボジア、ラオスおよび豪州における化学物質管理に関して、事業者が抱える問題等は特に見受けられなかった。ミャンマ

一、カンボジアおよびラオスは、化学物質に関する法規制が未成熟な部分もあり、今後の経済市場として見据えてはいるが、現状特記すべき事項は挙げられなかった。

アジア諸国に関する全般的な意見としては、法規制の施行体制を統一性のあるより強固なものにすることや法令の解釈の明確化など、法そのものに対する意見が多く、その他の意見としては、申請や届出、SDS、法令文書等の使用言語を英語で統一することなど、実務面における言語の障壁も事業者にとって負担になる要素の一つであるようだ。

最後に、日本政府への要望としては、日本政府が率先して、日 ASEAN 化学物質管理データベース (AJCSD) などを足掛かりに、アジア諸国域内で規制対象や GHS 分類の統一を図ったり、OECD や IEC などの国際機関のガイドラインなどを共通の基準として採用するよう指導したりと、アジア諸国内の規制・基準の統一を求める一方で、そのような動きの中でも、日本の法規制との整合性も考慮してほしいという意見があった。その他、日本国内における海外の化学物質法規制情報の発信の充実化や様々な日系事業者からの意見を募り、二国間の政策対話に臨んでほしいなどの要望も挙げられた。

なお、国内ヒアリングの詳細結果については、本報告書の付録に記載する。

【各国の主な化学物質管理制度の現状】

本調査結果のうち、以下の項目についての各国の現状をまとめる。

- 既存化学物質管理
- 新規化学物質管理
- 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）
- 製品含有化学物質規制

既存化学物質管理

以下では、既存化学物質管理について各国の現状をまとめる。

中国、台湾、韓国、豪州ではすでに既存化学物質インベントリが公開され、既存化学物質の一部についても規制が進められている（例えば、韓国の「登録対象既存化学物質」）。また、フィリピンでも比較的早くに既存化学物質インベントリが公開されており、その一部を「優先化学品（PCL）」や「化学品管理令（CCO）」として規制している。そのほかのアジア諸国ではまだ同様の制度は無いが、タイとベトナムでは具体的な制度構築の動きが見られ、すでにその暫定版またはドラフトも公開されている。またマレーシアやインドネシアの化学物質管理を所管する政府内においても関心が上がっているようである。

いっぽうで、制度の実務的な面において、「既存化学物質の該非を判定する際に検索が難しい」という意見も国内事業者からは聞かれた²。例えばタイの暫定インベントリの検索システムにおいては、検索する物質名が一字一句合致している必要があり、事業者にとって使い勝手が良いとは言えない。

	法令	既存化学物質 インベントリ	規制内容	その他
中国	中国既存化学物質 目録（2013 年版） （環境保護部公告 2013 年第 1 号）	http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131_245810.htm	既存化学物質目録に掲載された物質については特に規制はないが、他の法令（例：危険化学品安全管理条例など）で規制されている場合には、別途それらの規制要件に従う。	—
	「中国既存化学物質目録」の増補に関する公告	http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201603/t20160315_33		

² 本調査の国内ヒアリング結果

	法令	既存化学物質 インベントリ	規制内容	その他
		2884.htm		
台湾	台湾既存化学物質 インベントリ（労 働部公告）	http://gazette.nat.gov.tw/EG_FileManager/eguploadpub/eg021170/ch08/type3/gov82/num29/images/Eg01.pdf	2016年4月1日以降に初めて製造または輸入する既存化学物質の年間数量が100キロを超える場合、「新規化学物質及び既存化学物質資料登録弁法」の付表5の第一段階登記の所定項目に沿った化学物質の登録が必要となる。	以下の web サイトにて検索することが可能。 https://csnn.osh.gov.tw/content/home/SubstanceHome.aspx
韓国	既存化学物質リスト（環境省告示 96-170）	http://www.kcma.or.kr/module/bbs/bbs_file_down.asp?bbs_code=14&bbs_idx=3729&file_idx=1763	既存化学物質のうち「登録対象既存化学物質」に指定されたものについては、それらを年間1トン以上製造または輸入する場合、化学物質の識別情報、特性、用途、分類表示、有害性、危害性に関する資料を添付して政府に登録しなければならない。	登録対象既存化学物質は、現在510物質が指定されている。
タイ	現時点（2017年2月末）では無い。ただし、工業省工場局有害物質管理課の主導によって、既存化学物質インベントリの作成が現在進められている。2016年6月30日付で制定された「工場局告示：仏暦2559年（2016年）タイ既存化学物質目録（暫定版）」によって、タイ既存物質リストが検索できるデータベースが試行的に運用開始されたことが公式に発表された。今後、工業省は、2017年6～7月頃に本データベースをアップデートする予定。			
ベトナム	現時点（2017年2月末）では無い。ただし、商工省化学品庁の主導によって、ベトナムの既存化学物質インベントリである「国家化学品リスト」の作成が現在進められている。最初のドラフトが公開された時点（2016年9月）では3023物質が掲載されており、未掲載の化学物質に関して化学品庁は2016年10月末まで第1回目の意見募集を実施した。今後も随時意見募集が実施され、ドラフトが更新される予定。			
インドネシア	現時点（2017年2月末）では無い。ただし、2016年に行われた日本政府とインドネシア政府の二国間対話での工業省の見解によると、現在検討が進められている「化学物質法案」のなかに既存化学物質インベントリの構築が含まれることになるという ³ 。			
マレーシア	現時点（2017年2月末）では無い。ただし、天然資源環境省環境局（DOE）が主導する「環境有害物質の届出および登録制度（EHSNR）」で得られた情報にもとづき、「マレーシア化学品登録制度（Malaysia Chemicals Register）」が構築され、これが既存化学物質インベントリとしての機能を含んだものになるという指摘がある ⁴ 。			
フィリピン	フィリピン既存化学物質インベントリ（PICCS）（2014年 EMB 覚書回覧第001号）	http://emb.gov.ph/chemicals/index.htm 5 PICCSは「公開の部」と「秘密の部」の2つに分かれている。上記URLは「公開の部」のPICCSと思わ	PICCSのうち、フィリピン環境天然資源省（DENR）がリスク評価した後に、「不当なリスクの恐れ有り」と判定されたものは「優先化学品リスト（PCL）」として規制される。またPCLの中から、「不当なリスク有り」と判定された物質については、別途「化学品管理令	以下の web サイトにて既存化学物質を検索することが可能。 http://119.92.161.2/internal/CasRegistry.aspx

³ 経済産業省、平成27年度化学物質安全対策（化学物質管理分野におけるアジア諸国との二国間協力に関する調査）調査報告書

http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2016fy/000003.pdf

⁴ 経済産業省、平成27年度化学物質安全対策（化学物質管理分野におけるアジア諸国との二国間協力に関する調査）調査報告書

http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2016fy/000003.pdf

⁵ 2014年 EMB 覚書回覧第001号では、PICCSのPDF版は<http://emb.gov.ph/chemicals/index.htm>よりダウンロードできるとあるが、リンクが有効ではなく、アクセスできない。

	法令	既存化学物質 インベントリ	規制内容	その他
		れるが、アクセスできないため不明である。	(CCO)」が公布され、より厳格な規制を受ける(例:鉛、水銀、PCBなど)。	
シンガポール	現時点(2017年2月末)では無い。また、そのような動向も無い。			
ミャンマー	現時点(2017年2月末)では無い。また、そのような動向も無い。			
カンボジア	現時点(2017年2月末)では無い。また、そのような動向も無い。			
ラオス	現時点(2017年2月末)では無い。また、そのような動向も無い。			
インド	現時点(2017年2月末)では無い。ただし、現在検討が進められている「国家化学品政策案」にもとづき、商工省の基礎化学品・医薬品・化粧品輸出促進委員会(CHEMEXCIL)によって化学物質インベントリの作成が進められている。すでに4600物質に関しては、評価が終わっているという ⁶ 。このインベントリは、企業がどのような化学品を扱っているのかというデータ(製造量、輸入量および輸出量)を集め、物質の種類やCAS No.、有害性情報・レベル等の情報が盛り込まれている。			
豪州	オーストラリア化学物質インベントリ(AICS)	<ul style="list-style-type: none"> 公開 AICS https://www.nicnas.gov.au/chemicals-on-AICS/public-AICS 非公開 AICS https://www.nicnas.gov.au/chemicals-on-AICS/confidential-AICS 	既存化学物質は「多段階評価・優先制度(IMAP)」によって評価され、国家工業化学品届出審査機構(NICNAS)はIMAP制度の評価結果を受けて、健康と環境の面で特に懸念のある物質を優先既存化学物質(PECs)として指定する。PECとして宣言された物質については、審査の申請を行わないと当該化学品の製造・輸入が禁止され、情報提供が求められる。これまでに40以上のPECsの評価結果が公表されている。	PECsの評価結果は以下より閲覧可能である。 https://www.nicnas.gov.au/chemical-information/pec-assessments
日本	化学物質審査規制法(化審法)	http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/list3.action?category=141&request_locale=ja	1973年化審法の公布以前に製造または輸入されていた化学物質を指す ⁷ 。2009年の化審法の改正によって、既存化学物質を含む「一般化学物質」について、年間の製造または輸入数量の実績が1トン以上の物質については、その量を経済産業大臣に届け出なければならない。届出については、当該年の実績を翌年の4月1日～6月30日までに行うこととなる。一般化学物質は、暴露状況や有害性などの情報に基づき、「監視化学物質」、または「優先評価化学物質」に分類される。	「一般化学物質」の管理については経済産業省がQ&Aを公開している。 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/qa/cscl_8.html

⁶ CHEMEXCIL へのヒアリング結果より。

⁷ 以下の資料を参照した。

- 経済産業省「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律【逐条解説】」
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_exposition.pdf
- 経済産業省「改正化審法について」
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h21kaisei/setumeishiryuu-1.pdf

新規化学物質管理

以下では、新規化学物質管理について各国の現状をまとめる。

既存化学物質インベントリに掲載されていない物質を「新規化学物質」として管理するために、アジアでは中国、台湾、韓国、フィリピン、豪州にてそのための制度が導入されている。年間の製造量・輸入量によって登録や申請の内容が異なる国（中国や台湾）もあれば、量を問わずに一律で管理している国もある（韓国）。いっぽうでタイとベトナムでは既存化学物質インベントリの構築は具体的に進められているものの、新規化学物質の管理のための方針やスキームといったものは未だ公開されていない。

	法令	URL	規制内容	その他
中国	新化学物質環境管理弁法	http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201002/t20100201_185231.htm	「既存化学物質目録」に記載されていない全ての化学物質は新規化学物質として指定され、その製造または輸入前に申告が必要となる。申告は3種類ある（通常申告、簡易申告、科学研究記録申告）。通常申告については、年間数量（4分類：1トン以上10トン未満、10トン以上100トン未満、100トン以上1000トン未満、1000トン以上）によって、提出するデータが異なる。	法令対応のための具体的な事項を説明する「新規化学物質申告登録ガイドライン」が公布されている。 http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201009/W020100921500388885939.pdf
台湾	新規化学物質及び既存化学物質資料登録弁法	http://law.moj.gov.tw/Law/LawSearchResult.aspx?p=A&k1=%e6%96%b0%e5%8c%96%e5%ad%b8&t=E1F1A1&TPage=1	製造または輸入する新規化学物質については登録が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> 年間1トン以上⇒標準登録 年間100kg以上1トン未満⇒簡易登録 年間100kg未満⇒少量登録 	「新規化学物質および既存化学物質の登録のためのガイダンス文書」が2015年9月に公布された。
韓国	化学物質の登録及び評価などに関する法律	http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180457&efYd=20170128#0000	新規化学物質を製造、輸入する者は、化学物質の識別情報、特性、用途、分類表示、有害性、危害性に関する資料を添付して政府に登録しなければならない。この登録要件については、その量に関係なく実施しなければならない。	—
タイ				現時点（2017年2月末）では無い。ただし、上述の既存化学物質インベントリが公表された後、同インベントリに掲載されていない物質を「新規化学物質」として管理していく方針である。その具体的な規制要件については不明。
ベトナム				現時点（2017年2月末）では無い。ただし、上述の商工省化学品庁が作成を進めるベトナムの既存化学物質インベントリである「国家化学品リスト」に掲載されていない化学物質は新規化学物質としてみなされ、ベトナム市場に上市される前に、規制当局にて新規化学物質の評価を実施し、新規化学物質の登録手続きを行う必要がある。その具体的な規制要件については不明。

	法令	URL	規制内容	その他
インドネシア	現時点（2017年2月末）では無い。ただし、現在検討が進められている「化学物質法案」のなかで既存化学物質インベントリの構築が含まれることになると予定されている ⁸ ため、今後は新規化学物質管理についても同時に議論が進められるものと推測する。			
マレーシア	現時点（2017年2月末）では無い。ただし、上述の通り、既存化学物質インベントリの作成に向けた動向 ⁹ があるため、今後は新規化学物質管理についても同時に議論が進められるものと推測する。			
フィリピン	1992年行政命令第29号「RA6969の実施規則」	http://119.92.161.2/portal/Portals/40/DAO%201992-29.pdf	新規化学物質を年間1トンを超えて商業的に製造または輸入する場合には、事前届出（PMPIN）が必要である。フィリピン国内の製造者および輸入者のみが届出を提出することができる。PMPINには、フィリピンと同様の化学物質の審査手続きを有する国において管理を受けずに使用されている物質を対象とした「簡易届出」とそれ以外を対象とした「詳細届出」とがある。	PMPINの詳細について以下のガイダンス・マニュアルに規定される。 http://119.92.161.2/portal/Portals/40/Guidance%20Manual.pdf
シンガポール	現時点（2017年2月末）では無い。また、そのような動向も無い。			
ミャンマー	現時点（2017年2月末）では無い。また、そのような動向も無い。			
カンボジア	現時点（2017年2月末）では無い。また、そのような動向も無い。			
ラオス	現時点（2017年2月末）では無い。また、そのような動向も無い。			
インド	現時点（2017年2月末）では無い。上述のCHEMEXCILが作成を進めている化学物質インベントリについても、新規化学物質管理を目的としたものではない見込み。			
豪州	1989年工業化学品（届出・審査）法（ICNA法）	https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00816	オーストラリア化学物質インベントリ（AICS）に記載されていない化学品を製造または豪州に輸入するには、製造者または輸入者は届出を行い審査・承認を受けなければならない。成型品や混合物は免除されるが、ポリマーの届出は必要。化粧品用の化学品は工業用化学品に含まれる。	—
日本	化学物質審査規制法（化審法）	http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/list3.action?category=141&request_locale=ja	新規化学物質を年間1トン超、製造または輸入する者は、経済産業大臣、環境大臣、および厚生労働大臣に事前に届け出、審査を受けなければならない ¹⁰ 。届け出る内容	「新規化学物質」の管理については経済産業省がQ&Aを公開している。

⁸ 経済産業省、平成27年度化学物質安全対策（化学物質管理分野におけるアジア諸国との二国間協力に関する調査）調査報告書

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000003.pdf

⁹ 経済産業省、平成27年度化学物質安全対策（化学物質管理分野におけるアジア諸国との二国間協力に関する調査）調査報告書

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000003.pdf

¹⁰ 以下の資料を参照した。

• 経済産業省「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律【逐条解説】」

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_exposition.pdf

	法令	URL	規制内容	その他
			<p>は、化学物質名称、用途、予定数量、物理化学的性状などである。ただし、新規化学物質のうち以下に該当する場合は、「事前確認」の申出をすることで審査が不要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造または輸入数量が年間 1 トン（各物質の全国での量。同一物質に対して複数の者から申出があった場合には政府が数量調整をおこなう） 政令で定める場合（中間物等） 低懸念ポリマー 	<p>http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/qa/csel_3.html</p>

-
- 経済産業省「改正化審法について」
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h21kaisei/setumeishiryou-1.pdf
 - 厚生労働省、経済産業省、環境省「化学物質審査規制法（化審法）について」
<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg/sogyo/130516/item2-1.pdf>

化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)

本調査の対象であるアジア 14 カ国の GHS の導入状況は下表のとおりである。

2017 年 2 月末日現在、ラオスおよびインドを除き、対象国ではすでに GHS が導入されている。また、GHS 導入済みの国において、フィリピンを除き、すべての国で混合物を含む化学物質への適用が義務化されている。国連 GHS 文書の参照についても規定されており(ミャンマーとカンボジアの法令には規定されていないが、推測可)、国際基準との整合性を考慮している。

一方で、国によっては、GHS に関連する法令が複数あったり、一部有害区分を適用していなかったりなど、法令を読み解く上で注意しなければならない点がある。例えば、韓国では環境部と雇用労働部が GHS に関する法令をそれぞれ公布しており、フィリピンでは環境天然資源省と労働雇用省が公布している。また、中国では、有害性区分についてそれぞれ国家標準 (GB) が定められており、法体系を複雑化している。下表にも記載したとおり、一部の有害性区分を適用していない国々も見受けられ、その国独自のラベル表示や SDS を作成しなければならず、事業者には負担を課している。表示言語に関しても、現地語での表示を要求する国がほとんどであるため、対応せざるを得ない。

今後注視すべき点としては、現在法案段階であるラオスの GHS の動きとインド国内での GHS 導入の動きである。インドに関しては、本調査の一環として実施した海外ヒアリング¹¹において、環境森林気候変動省の担当者より、GHS に関する新しい法案を策定し、大臣に提出したという情報を得ているため、今後、この法案が発表され、意見募集が行われることが予測される。また、現在アジア諸国では概ね国連 GHS 文書の第 3 版または第 4 版を適用しているが、今後、第 5 版または第 6 版へ移行する動きが出るため、柔軟かつ迅速な対応が求められる。

	国内法令	国連 GHS	適用開始日	表示言語	非適用有害性区分
中国	化学品の分類及び危険性の表示通則 GB 13690-2009 28 項目の分類に関する国家標準 GB 30000.2-2013 ~ GB 30000.29-2013 化学品安全ラベル作成規定 GB 15258-2009 化学品安全技术说明书の内容と項目順序 (GB/T 16483-2008)	第 4 版	2011 年 5 月 1 日適用義務化 単一物質および混合物	中国語 (簡体字) (一部、英語併記)	—

¹¹ 2017 年 1 月 23 日～1 月 27 日実施

	国内法令	国連 GHS	適用開始日	表示言語	非適用有害性区分
	化学品安全技術説明書 作成ガイダンス (GB/T 17519-2013) 等				
台湾	危険・有害物質の表示 および周知規則 国家標準 CNS15030 「化学物質の分類および表示」	第 4 版	2008 年 12 月 31 日適用義務化 1062 物質 2012 年 1 月 1 日適用義務化 1089 物質 2015 年 1 月 1 日適用義務化 1020 物質および対象物質を含む混合物 2016 年 1 月 1 日適用義務化 上記以外の物質および混合物	中国語 (繁体字)	—
韓国	化学物質管理法 国立環境科学院告知第 2016-15 号「化学物質の分類及び表示などに関する規定」	第 4 版	2010 年 7 月 1 日適用義務化： 単一物質 2013 年 7 月 1 日適用義務化： 混合物	韓国語 (一部、英語可)	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性または引火性ガス—化学的に不安定なガス区分 A と B は非適用 ・エアゾール—区分 3 は非適用 ・引火性液体—区分 4 は非適用 ・眼に対する重篤な損傷または眼刺激性—眼刺激性区分 2A と 2B は分離せず、併用 ・呼吸器感作性—区分 1A と 1B は分離せず、併用 ・皮膚感作性—区分 1A と 1B は分離せず、併用 ・水生環境有害性—急性水生毒性区分 2 と 3 は非適用
	産業安全保健法 雇用労働部告示 2016-19 号「化学物質の分類・表示及び MSDS 等に関する基準」		2011 年 7 月 1 日適用義務化： 単一物質 2013 年 7 月 1 日適用義務化： 混合物		
タイ	工業省告示：仏暦 2555 年 (2012 年) 有害物質の分類および危険有害性情報の伝達システム	第 3 版	2013 年 3 月 13 日適用義務化： 単一物質 2017 年 3 月 13 日適用義務化： 混合物	—	<ul style="list-style-type: none"> ・生殖細胞変異原性—区分 1A と 1B は分離せず、併用 ・発がん性—区分 1A と 1B は分離せず、併用 ・生殖毒性—区分 1A と 1B は分離せず、併用
ベトナム	化学品の分類及び表示に関する通達 04/2012/TT-BCT	第 3 版	2014 年 3 月 30 日適用義務化： 単一物質 2016 年 3 月 30 日適用義務化： 混合物 (ベトナムで製造、輸入される化学物質が対象)	ベトナム語 (他の言語の併記可)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定標的臓器毒性 (単回ばく露)—区分 3 は非適用 ・吸引性呼吸器有害性—区分 1 は非適用
インドネシア	化学品の分類および表示に関する世界調和システムに関する工業大臣規則 2009 年 87 号 工業大臣規則 2009 年 87 号を一部改正する工業大臣規則 2013 年 23 号 化学物質の分類および表示に関する世界調和システムにおける技術	第 4 版	2010 年 3 月 24 日適用義務化： 単一物質の国内生産と輸入 2016 年 12 月 31 日適用義務化： 混合物	インドネシア語 (国際連合で正式な言語として使用される国際語の併記可)	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性または引火性ガス—化学的に不安定なガス A と B は非適用 ・エアゾール—区分 3 は非適用 ・引火性液体—区分 4 は非適用 ・自己反応性化学品—区分 C~F は非適用 ・有機過酸化物質—区分 C~F は非適用 ・急性毒性—区分 5 は非適用 ・水生環境有害性—急性水生毒性区分 2 と 3 は非適用

	国内法令	国連 GHS	適用開始日	表示言語	非適用有害性区分
	指針および監視指針に関する基礎産業製造総局長規則 2014 年 4 号				
マレーシア	2013 年労働安全衛生規則（有害化学品の分類、表示および安全性データシート）（CLASS 規則） 化学品の分類および危険有害性の情報伝達に関する産業実務規範（ICOP CHC）	第 3 版	2015 年 4 月 17 日より CLASS 規則完全遵守 ¹² 職場で使用するために供給される化学物質が対象（例外規定あり）	マレー語および英語	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性または引火性ガス－化学的に不安定なガス A と B は非適用 ・エアゾール－区分 3 は非適用 ・引火性液体－区分 4 ・急性毒性－区分は分かれているが、気体・蒸気・粉塵/ミストの区別なし ・皮膚腐食性および刺激性－区分 1A～C に分離せず、併用 ・眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性－区分 2A と 2B に分離せず、併用 ・呼吸器感作性または皮膚感作性－各区分 1A と 1B に分離せず、併用 ・生殖細胞変異原性－区分 1A と 1B に分離せず、併用 ・発がん性－区分 1A と 1B に分離せず、併用 ・生殖毒性－区分 1A と 1B に分離せず、併用 ・水生環境有害性－急性水生毒性区分 2 と 3 は非適用
フィリピン	2015 年 DENR 行政命令第 09 号「GHS の実施のための SDS 作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き」 2015 年 EMB 覚書回覧第 011 号「DAO2015-09 のためのガイダンス・マニュアル」	第 4 版	2016 年適用開始： CCO の適用対象である単一の物質および化合物、ならびに PCL に当初掲載された化学用品 2017 年適用開始： 高生産量有害化学品 2018 年適用開始： 国際航空運送協会（IATA）および国際海上危険物規程（IMDG）の危険物リストに掲載された有害化学用品 2019 年適用開始 混合物	英語（SDS） ¹³	—
	2014 年省令第 136 号「作業場の化学品安全性プログラムにおける GHS の実施のためのガイドライン」	常に最新版	2 つの全国紙に掲載されてから 15 日後に発効し、発効後 1 年以内に規定の要求事項を遵守すること。 工業用化学物質が対象 ¹⁴	—	有害性区分（Hazard Category）に分離しておらず、有害性クラス（Hazard Class）のみ記載 ¹⁵

¹²<http://www.dosh.gov.my/index.php/en/list-of-documents/osh-info/chemical-management-t-1/1164-notification-letter-of-the-gazetted-of-industry-code-of-practice-on-chemicals-classification-and-hazard-communication/file>

¹³ SDS を作成する際の第 1 言語は英語でなければならない。

¹⁴ 工業用化学物質の定義は、本省令第 3 条 n.項を参照

¹⁵ 国連 GHS 文書の最新版を常に反映させるため、新しい有害性区分も対象となる。

	国内法令	国連 GHS	適用開始日	表示言語	非適用有害性区分
シンガポール	職場の安全・健康法(法典 354 章) 職場の安全・健康(一般規定)規則 シンガポール国家規格 SS 586: 2014 「有害物質および危険物のハザード・コミュニケーション」の Part2	第 4 版	2012 年 2 月 1 日適用開始: 単一物質 2015 年 7 月 1 日適用開始: 混合物(製造者・供給者) 2016 年 7 月 1 日適用開始: 混合物(使用者)	— ¹⁶	・引火性液体—区分 4 は非適用 ・皮膚腐食性および刺激性—区分 1A～C を区分 1 にまとめる ・眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性—区分 2A と 2B を区分 2 にまとめる ・呼吸器感作性または皮膚感作性—各区分 1A と 1B を区分 1 にまとめる。 ・水生環境有害性—急性毒性区分 2 と 3、および慢性毒性区分 3 と 4 は非適用
ミャンマー	化学品および関連物質による危害の予防に関する規則(通知第 85/2015-2016 号)	(第 3 版) ¹⁷	— (2016 年 1 月 12 日制定だが、適用開始の記載なし) 「一般化学物質」、「取扱制限化学物質」 ¹⁸ および「禁止化学物質」 ¹⁹ が対象	—	有害性区分(Hazard Category)に分離しておらず、有害性クラス(Hazard Class)のみ記載
カンボジア	2009 年化学品の分類およびラベル表示の管理に関する政令第 180 号	(第 2 版) ²⁰	(2009 年 10 月 20 日より施行開始(移行期間:6 ヶ月以内)) 2010 年 4 月 20 日より義務化	クメール語(一部、英語またはフランス語可)	有害性区分(Hazard Category)に分離しておらず、有害性クラス(Hazard Class)のみ記載
ラオス	化学物質法(案) ²¹	—	官報公布日より 15 日後に発効 GHS に基づく有害性を有する化学物質が対象	ラオ語および外国語	有害性区分(Hazard Category)に分離しておらず、有害性クラス(Hazard Class)のみ記載
インド	2011 年有害物質(分類、包装およびラベル表示)規則案(廃案)	—	官報公布日より適用開始 附表 I に記載の有害物質、有害化学物質および危険物が対象	—	有害性クラスは 2009 年危険物輸送モデル規則を採用
豪州	2011 年労働安全衛生法 2011 年労働安全衛生規則	第 3 版	(2012 年 1 月 1 日より適用開始(移行期間)) 2017 年 1 月 1 日より義務化	英語	・可燃性または引火性—区分 2 は非適用 ・エアゾール—区分 3 は非適用 ・眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性—眼刺激性区分 2B は非適用 ・呼吸器感作性—区分 1A と 1B は分離せず、併用 ・皮膚感作性—区分 1A と 1B は分離せず、併用 ・環境に対する有害性—全区分非適用

¹⁶ 言語に関する規定はないが、職場の安全・健康研究所(WSHI)発行の「職場の安全・健康ガイドライン:有害化学品プログラムの管理」では、警告ラベルにおいて、労働者が理解可能な様々な言語で作成されたものが利用可能でなければならないと記載されている。

¹⁷ 物理的有害性のエアゾールの区分が入っていないが、環境有害性のオゾン有害性の区分はあるため、第 3 版と推測

¹⁸ 2016 年 6 月 30 日制定「化学品および関連物質による危害の予防のための中央統括委員会告示 2016 年第 2 号」に掲載の物質 26 種

¹⁹ 2016 年 6 月 30 日制定の「化学品および関連物質による危害の予防のための中央統括委員会告示 2016 年第 3 号」に掲載の全 65 物質

²⁰ 環境有害性のオゾン有害性の区分が入っていないため、第 2 版と推測

²¹ 2017 年 2 月末日現在、ラオス官報に正式に公布されていない。

	国内法令	国連 GHS	適用開始日	表示言語	非適用有害性区分
日本	日本工業規格 JIS Z 7252 : 2014 ²² JIS Z 7253 : 2012 ²³	第 4 版	化管法 ²⁴ 、安衛法 ²⁵ および毒劇法 ²⁶ で指定される物質 ²⁷ （任意：その他の有害物質）	日本語	用 ・健康有害性の急性毒性（経口、経皮、気体、蒸気、粉塵・ミスト）－区分 5 は非適用 ・皮膚腐食性および刺激性－区分 3 は非適用 ・吸引性呼吸器有害性－区分 2 は非適用

²² JIS Z 7252 : 2014 は有料規格だが、閲覧のみ可。

<http://www.iisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html> （「JIS 検索」より検索可）

²³ JIS Z 7253 : 2012 は有料規格だが、閲覧のみ可。

<http://www.iisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html> （「JIS 検索」より検索可）

²⁴ 化管法第 14 条に規定の SDS 制度対象化学物質 562 物質（2017 年 3 月現在）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html

²⁵ 労働安全衛生法施行令別表第 9 および別表第 3 第 1 号に掲げるラベル表示・SDS 交付義務対象物質 663 物質（2017 年 3 月現在）

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

²⁶ 毒劇法に基づく SDS 交付義務対象物質

http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?e_trans=&slScNm=RJ_03_001&bcPtn=6 化学物質総合情報提供システム（CHRIP）より確認可

²⁷ 経済産業省および厚生労働省（2012）「化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度」http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/GHSpamphlet201210.pdf（化管法および安衛法の対象物質への GHS 導入と関連法の改正・施行スケジュール）

製品含有化学物質規制

以下では、製品含有規制のなかでも、電気電子製品中の有害物質を規制する法令について各国の現状をまとめる。

基本的には EU の旧 RoHS 指令（2002/95/EC）を踏襲しており、電気電子製品を対象に 6 物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有制限を定めている国がほとんどである。ただし、一部の国では対象製品が異なる場合もある²⁸。また、国ごとによって「表示」要件が異なり、例えば中国や台湾では独自のマークが導入されているため、注意が必要である。このほか、タイとマレーシアでは強制的な法令はないものの、規格がすでに公布されている。これらはあくまでボランタリーの制度ではあるが、要件を満たすことで指定されたマークを貼付することができ、マレーシアではグリーン政府調達の対象となり、優遇される。

RoHS 規制について、EU では 2015 年の指令(EU)2015/863 によって新たに 2019 年からフタル酸エステル（フタレート）4 物質を規制物質に追加することが決まったが、中国やベトナムにおいてもこの EU の規制に追従する動きが見られる。

	法令	URL	強制力
中国	電器電子製品有害物質制限使用管理弁法	http://www.miit.gov.cn/n1146290/n4388791/c4609768/content.html	○
台湾	電気電子類装置の化学物質含有量削減ガイド CNS 15663	(標準のため、公式サイトで閲覧不可)	○ (經濟部標準檢驗局が公布する公告によって、対象製品を段階的に拡大)
韓国	電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律	http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=167403&efYd=20160121#0000	○
タイ	危険物質を含有する可能性のある電気電子機器の規格の規定：一部の種類の危険物質の使用制限（規格 MorOorKor. 2368-2008 号）	-	×
ベトナム	電気電子製品に含まれる特定の有毒有害化学物質の許容濃度に関する暫定規則（30/2011/TT-BCT）	http://www.moit.gov.vn/Images/Upload/TT%2030-2011-BCT.rar	○
インドネシア	現時点（2017 年 2 月末）では無い。		

²⁸ 例として、シンガポールでは現状はエアコン、フラットパネルディスプレイ・テレビ、携帯電話、タブレット（携帯電話とタブレット端末の両方のデザインと機能を組み合わせた携帯機器）、ポータブルコンピュータ、冷蔵庫、洗濯機だけである。また台湾でも段階的に製品が追加されている。

	法令	URL	強制力
マレーシア	制限有害物質を含んだ電気電子機器 および部品のエコラベル基準に関する マレーシア規格 (MS 2237:2009)	(有料規格のため、 公式サイトで閲覧不可)	×
フィリピン	現時点 (2017 年 2 月末) では無い。		
シンガポール	環境保護管理法	http://statutes.agc.gov.sg/aol/download/0/0/pdf/binaryFile/pdfFile.pdf?Compld:86d659e4-ccc3-4f3d-8a29-437d29785ec4	○
ミャンマー	現時点 (2017 年 2 月末) では無い。		
カンボジア	現時点 (2017 年 2 月末) では無い。		
ラオス	現時点 (2017 年 2 月末) では無い。		
インド	2016 年廃電気電子機器(管理)規則	http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2016/168819.pdf	○
豪州	現時点 (2017 年 2 月末) では無い。		
日本	電気・電子機器の特定の化学物質の 含有表示方法 (JIS C 0950)	(有料規格のため、 公式サイトで印刷不可、閲覧可)	○ (6 物質の含有基準 値を超過している場 合、指定マークの表 示が義務付けられて いる)

0.5.2 考察

上記の調査結果について、欧米での化学物質管理規制および国際的な取り組みを踏まえ、今後のアジア諸国の化学物質管理制度を考察する。

【欧米の化学物質管理規制の動向】

本項では本調査対象アジア諸国以外の代表的な国および地域として、欧州（EU）と米国を取り上げて概説する。

欧州

2006 年に REACH 規則が制定され、化学物質の包括管理が行われるようになった欧州では、その後も GHS 相応の内容を含んだ CLP 規則²⁹、CLH³⁰制度の導入など含め、次々と新たな制度、補完的ツールが導入されている。また、2012 年には殺生物性規則（BPR）³¹も導入されている。2017 年 3 月現在、REACH 規則における認可対象物質（附属書 XIV 収載物質）は 31 項目（エントリーの数、一つの項目に複数の物質が収載されているケースもある）、制限物質（附属書 XVII 収載物質）については 65 項目定められている。また、認可に関する SVHC 候補（SVHC）リストについては 2017 年 1 月時点で 173 物質が収載されている。

- 登録

既存化学物質の登録については、年間 1 トン以上の製造、輸入を行うものを対象に登録を義務付け、登録期限については製造両党に依存する制度となっている。SVHC³²や成型品の規制、サプライチェーン上の情報伝達の考え方が導入された制度としても知られている。2017 年 3 月現在は、100 トン未満のトン数帯の登録期限が 2018 年 5 月に迫っていることや、英国の EU 脱退の影響などが主に注目を集めるトピックになっている。

- ナノマテリアル

ナノマテリアルに関する新たな動きとして、2016 年 12 月に「ナノマテリアルに関する EU-Observatory（EU-ON）」を EU の公式ウェブサイトとして開設することで欧州委員会と欧州化学品庁（ECHA）とが合意したことが挙げられる³³。EU-ON の目的は、EU 市場

²⁹ Regulation (EC) No 1272/2008 on classification, labelling and packaging of substances and mixtures

³⁰ Harmonised classification and labelling

³¹ The Biocidal Product Regulation (BPR, Regulation (EU) 528/2012) concerns the placing on the market and use of biocidal products

³² Substances of Very High Concern、

³³ ECHA ニュースリリース(ECHA/PR/16/16) 7 December 2016

<https://echa.europa.eu/-/citizens-and-experts-to-get-more-information-on-nanomaterials>

におけるナノマテリアルの製品や安全性に関する信頼性の高い情報を提供することとされている。これにより、これまで ECHA の中心業務として位置づけられていなかったこの分野に関する業務の位置づけが変化することとなる。また、欧州委員会は ECHA に対し、必要となる予算を割り当て、2020 年までの期間をカバーする内容のものとなっている。

- 内分泌かく乱

2016 年 6 月には、欧州委員会が植物保護製品と殺生物性製品の分野における内分泌かく乱物質を特定する基準を提案し、内分泌かく乱物質の定義に関して、科学的根拠に基づいたアプローチを採用し、WHO の定義を支持するよう促している。この問題については、様々な反発があり、2017 年 3 月現在も、大きな論点の一つのまま継続して取り上げられている。

米国

日本の化審法に相当する米国の法律、有害物質規制法 (TSCA)³⁴が 1976 年の制定以来、実に 40 年の時を経て、2016 年 6 月に抜本的改正に至ることとなった。制定からこれまで抜本的な改正はなされておらず、米国で登録されている 8 万を超える化学物質のうち、環境保護庁 (EPA) が試験を命じることができたのは 300 種未満、規制を施すことができたのはわずか 6 種であるという。そのため、TSCA がその機能を十分に果たせない原因が長らく問題視されてきたことが改正の背景の一つとされている。

以下に本改正の概説の一部を取り上げて整理する³⁵。

- 既存化学物質

EPA はどの化学物質を優先的に評価するかを明らかにすべく、化学物質を「高」優先度物質または「低」優先度物質に指定するためのリスク・ベースのプロセスを確立しなければならない。そして高優先度物質に指定された化学物質については、EPA は期日までにリスク評価実施義務が生じる。

化学物質の使用が「不当なリスク」をもたらすかどうかを判断するためにリスク・ベースの新たな安全基準に照らして評価する。不当なリスクが明らかになった場合、EPA はリスク管理の最終アクションを 2 年以内、延長を要するときは 4 年以内に起こさなければならない。

特に PBT³⁶化学物質については、新たな加速化プロセスを適用し、リスク評価を必要としない、用途とばく露のみを検討対象とする。

- 新規化学物質

³⁴ The Toxic Substances Control Act

³⁵ EnviX (2016)「ブリーフレポート——米改正 TSCA の概要と施行計画」、および EPA ウェブサイトを参照した。

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/frank-r-lautenberg-chemical-safety-21st-century-act>

³⁶ Persistent, Bioaccumulative and Toxic

新規化学物質、または既存化学物質の重要新規利用は、EPA がその安全性について肯定的な結論をくだしてはじめてその上市が認められるという新たな要求条件を定める。上市が認められたものについても、禁止、制限、追加的試験などの対応も可能。

- 機密ビジネス情報

企業からの特定の種類の機密保護請求について、それが保護に値するものであることを立証する義務を新たに設ける。
- 持続的資金源

EPA は化学品の製造者及び加工者から、新規届出提出時など、様々な時点で手数料を徴収することができるが、年間 2500 万ドルまでを上限とする。
- 連邦と州の協力関係

州は、EPA がまだ対処していない事柄についてはこれまでのアクションを続けることができる。また、州の既存の要求事項について、プリエンプション（州の法規に対する連邦法規の優先）などについても定めている。

最近の動向としては 2017 年 2 月 9 日に化学物質のリスク評価に関する 2017 年の計画をまとめた報告書³⁷が公表され、改正 TSCA に基づき、リスク評価の対象とする最初の 10 物質について記されている。毎暦年の初めに化学物質のリスク評価に関する具体的年次計画を公表することを EPA に義務づけており、この報告書はその規定に従ったものである。

また改正 TSCA は、既存化学物質のさらなる優先順位付けとリスク評価のため、その手順等を改正法成立後 1 年以内、すなわち 2017 年 6 月 22 日までに定めることを EPA に義務づけている。このため、EPA はすでに優先順位付けとリスク評価のそれぞれの手順を定める規則案をすでに公表し、2017 年 3 月現在、意見募集をおこなっているところである³⁸。

加えて、米国では費者向け製品に使われている有害化学物質、とりわけ難燃剤等に注目が集まっている。家具、子ども向け製品、電子機器、食品容器・包装材などに含まれる難燃剤からのばく露が懸案となり、少なくとも 15 州で子ども向け製品、家具、マットレスおよび電子機器に含まれる有毒難燃剤に対処する政策を検討する見込みである。さらに米国の家具メーカーら 200 余社が、家具やその材料に特定の化学物質を使っているかどうかをサプライヤーに質問する誓約書に署名し、その化学物質には有毒難燃剤も含まれるなど、官民の垣根を越えた取組みの気運が高まっている³⁸⁻²。

³⁷ 2017Annual Report on Risk Evaluation (リスク評価に関する 2017 年次報告)
<https://www.epa.gov/sites/production/files/2017-02/documents/2017annualreportriskevaluations.pdf>

³⁸ 同上

³⁸⁻² J-NET21 <http://j-net21.smrj.go.jp/well/reach/column/150508.html>

【国際的な取組みに関連する動向】

現在、国際的な化学物質管理に関する取組みを方向付ける枠組みとしては、大きく 2 つのものが挙げられる。「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」と「持続可能な開発目標（SDGs）」である。

持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）

WSSD では、1992 年地球サミット（リオ・サミット）におけるアジェンダ 21 の第 19 章「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理」³⁹で言及された化学物質管理に関する 6 つの取組み分野をベースに、新たに実施計画⁴⁰を設け、以下のような目標に言及している。

- 予防的取組方法（precautionary approach）に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す。
- 化学物質の分類及び表示に関する新たな世界的に調和されたシステム（GHS）を 2008 年までに完全に機能させるよう、各国に対し同システムを可能な限り早期に実施するよう促すこと、など。

実施計画の中では、「国際化学物質管理への戦略的アプローチをさらに発展させること」にも言及しており、その結果として設けられたものが本調査でも少し触れている「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）」⁴¹である。

SAICM は政治的な宣言文である「ハイレベル宣言（「ドバイ宣言」）」から、対象範囲、目的、原則・アプローチなどを整理した「包括的方針戦略」、そしてガイダンス文書として具体化された「世界行動計画」が設けられ、各国の取組み状況と総括について定期的にレビュー（国際化学物質管理会議（ICCM））を行うことになっている。SAICM は後述する国連ミレニアム目標などの原則、目標なども参考にして設けられたものである。

最近の動向

WSSD および SAICM に関連する最近の動向としては、間近に迫った 2020 年という節目を超えた先、「ポスト 2020 年」の枠組みに関するものが目に留る。

- これまでの ICCM の結果⁴²

³⁹ 厚生労働省（2003）、アジェンダ 21 第 19 省和訳（各国政府、企業の行動関係を中心に抜粋） <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/05/s0522-3b19.html>

⁴⁰ 外務省、「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」（和文仮訳）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/pdfs/wssd_sjk.pdf

⁴¹ SAICM <http://www.saicm.org/>

直近の SAICM の定期レビュー会合である ICCM4(2015 年 9 月末から 10 月初めに開催)では、2020 年までの検討プロセスとして、①これまでの SAICM の取組状況に関する独立評価を実施すること、②全てのステークホルダーに開かれた会期間プロセスを設置すること、③独立評価の結論及び会期間プロセスの検討結果について OEWG3 及び ICCM5 で検討すること等が決定された。以下の表にこれまでの ICCM において課題として取り上げられたトピックスを整理する。

図表 これまでの ICCM で取り上げられた新規政策課題 (EPI) ⁴³群

<p>ICCM2 (2009 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料</u> 当該技術および材料のベネフィット及びリスクに対応するための途上国等の能力向上、各国政府及び産業界による人の健康及び環境保全のための行動の促進など。 • <u>製品中化学物質</u> 既存情報システムに関する情報の収集・整理及び評価、今後の活動のための提案の検討、ワークショップの開催など。 • <u>e-Waste</u> 電化製品のライフサイクルを通じた化学物質の管理に着目した活動が必要との観点から、バーゼル条約等の関連機関と連携し、将来活動について検討するためのワークショップの開催など。 • <u>塗料中鉛</u> 既に提唱されていたグローバルパートナーシップ活動において、関係者の意識向上、鉛ばく露の可能性の検討などを行うことを要請。
<p>ICCM3 (2012 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料</u> SAICM 文書の一つ「世界行動計画」に追加する活動項目（工業用ナノ材料に係る情報共有や意識向上に係る活動の推進、人の健康や環境の安全に関する事項についての理解の促進等 13 項目）の決定等。 • <u>電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質</u> SAICM 文書の一つ「世界行動計画」に追加する活動項目（関係主体の意識向上・コミュニケーションの強化等、バーゼル条約等における取組への支援等 13 項目）の決定等。 • <u>製品中化学物質</u> 製品中の化学物質のライフサイクルを通して情報共有等を進めるための 国際的なプログラムの立ち上げに係る提案を次回会合に向けて作成することを決定。

⁴² 環境省、<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/>

⁴³ Emerging Policy Issue

	<ul style="list-style-type: none"> • <u>塗料中鉛</u> 国際的な連携組織（Global Alliance）を通じて、塗料中の鉛の廃絶を目指した取組を促進。 • <u>パーフルオロ化合物（PFC）の管理とより安全な代替物質への移行</u> OECD 及び UNEP により設置された一層の進捗を達成する重要なメカニズムである「国際 PFC グループ」に対して、参加者の拡大、関係する条約事務局や国際機関との緊密な協力等呼びかけ。 • <u>内分泌かく乱物質</u> 内分泌かく乱物質に関する意識向上や理解の促進のため、協力して行動することを決定。
<p>ICCM4 (2015 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>環境残留性医薬汚染物質の新規の政策課題への提案</u> 環境残留性がある医薬汚染物質⁴⁴について、EPI として啓発、理解、対策を推進していくために国際的な協力が重要であることの合意等。 • <u>毒性農薬</u> 毒性が高い農薬⁴⁵について、各主体が対策の進捗状況を OEWG3 及び ICCM5 に報告すること等が盛り込まれた提案が採択。 • <u>登録済の新規の政策課題（EPI）に関する進捗</u> ICCM3 までの EPI の進捗報告を受け、製品中の化学物質に関しては、UNEP が作成したプログラム、及び当該プログラム実施におけるステークホルダー向けガイダンスを歓迎する旨の決議が採択。ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料に関しては、本分野における国連訓練調査研究所（UNITAR、本部：ジュネーブ）や経済協力開発機構(OECD) の活動を引き続き推進する等の内容が盛り込まれた決議を採択。 • <u>他の懸念される問題</u> PFOS 及びその関連化合物を含むパーフルオロ化合物について、管理及びより安全な代替物質への移行に関する最新情報が OECD と UNEP より報告された。

【出典】環境省

• ICCM5 へ

次の定期会合である ICCM5（第 5 回国際化学物質管理会議）は 2020 年にブラジルで開催される予定である。2017 年 2 月 14 日、ICCM5 に向けた国際的な準備会議がブラジルで終了し、2020 年以降の化学物質及び廃棄物の管理についても議論が行われ、次のような論点が挙げられた。

⁴⁴ Environmentally Persistent Pharmaceutical Pollutants : EPPP

⁴⁵ Highly Hazardous Pesticides : HHP

- 化学物質管理体制については、先進国と途上国の格差は大きく、2030 年に向けた化学物質及び廃棄物の合理的な管理体制の構築が求められる。
- 国際的に行われることと、各国において行うことについて、最小限のコンセンサスが必要となる。
- 今日、危険物質を含んだ廃棄物の大半はアフリカやアジアの一部の国で発生しているため、現状に合った対応が必要。

• 関連動向

関連動向として例を挙げると、北欧閣僚理事会がポスト 2020 年の世界化学物質規制の枠組みについて提案する内容のレポートを 2017 年 1 月に公表している。レポートでは、現行の制度は、化学物質の非常に狭い範囲を対象としているか、もしくは特定の限られた化学物質のライフサイクル全体を対象とするなどの特徴があると分析している。そのため、よりシンプルで包括的な枠組みを提案しており、基本的にポスト 2020 年の自主的枠組みは、国連の持続可能な開発のための 2030 アジェンダや、17 項目の持続可能な開発目標 (SDGs) の目的に沿う必要があるとしている。また、現在用いられている多くの指標が、化学物質管理の実際の状況に関する情報を反映していないとし、改善されるべきであるとレポートで言及している。このようなレポートは 2020 年の ICCM5 までに数を重ねていく予定の会議を主眼とし、これらの会議での議論の早期で情報をインプットすることを目的としていると考えられる。

持続可能な開発目標 (SDGs)

2015 年 9 月 25 日から 27 日、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、その成果文書として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」⁴⁶が採択された。150 を超える国・地域が参加して設けられたこのアジェンダは、アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげるものとなっている。その中でもその「目標」に相当するものが「持続可能な開発目標 (SDGs)」である。SDGs は 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、2015 年以前の「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継となる目標である。

目標の中には化学物質管理への言及もあり、化学物質の環境上適正な管理と安全な使用、廃棄物の削減と再生利用、有害な化学物質の負のインパクトを減らすこと、2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させること、そして 2020 年までに、合意された枠組みにしたがって、環境上適正な化学

⁴⁶ 環境省、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」(外務省仮訳) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

物質および廃棄物の管理を実現し、環境への放出量を大幅に削減することなどが目標として掲げられている。



図表 SDG 目標47

最近の動向

SDGs は始動からまだ日も浅く、貧困撲滅から気候変動や平和の実現まで、実に多様で幅広い目標を掲げているため、化学物質に特化した動きというものは見られない。しかしながら、上述したように、「国際的に合意された枠組みにしたがって適正な管理を進める」といった SAICM 等の国際的枠組みを用いて化学物質管理を進めることを目標に含んでいる。

OECD

経済協力開発機構（OECD）では、化学物質管理に関して多様な取組みを行っている⁴⁸。国際的に幅広く活用してもらうための「試験ガイドラインプログラム」や、試験データの質に関する共通理解及び活用を促進する「優良試験所基準（GLP）」を定める取組み、加えてばく露評価プログラムなど幅広い取組みが挙げられる。その中でも、環境保健安全（EHS）プログラムでは、現在 35 カ国の政府や利害関係者が共同で、化学物質の安全とバイオセー

⁴⁷ 国連広報センター

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

⁴⁸ OECD, Chemical safety and biosafety <http://www.oecd.org/chemicalsafety/>

フティーに関する取組みを進めている。その取組みの一環として「データの相互受理 (Mutual Acceptance of Data)」の取組みがあり、製品評価技術基盤機構 (NITE) の化学物質管理センターもその取組みに協力している⁴⁹。この取組みは、主に産業界による安全性試験の重複実施や非関税貿易障壁の回避に大きく貢献するものとされている。

最近の動向

OECD は 2016 年 11 月 17 日に、世界的に調和した化学物質分類リストの開発の可能性を評価するためのパイロットプロジェクトの結果をまとめた報告書 (試験&評価シリーズ No. 246) を発表した⁵⁰。プロジェクトは国連の GHS 専門家小委員会と共同で実施され、世界的に統一した分類リストを作成し、管理するために必要となる労力を把握するプロセスの定義など、取組みの基本ルールを設定を目標としていた。

パイロット 3 物質⁵¹の分類と表示に関する合意案が得られた (拘束力はない) ことから、物質の分類と表示に関する提案に合意することは可能であるとする一方で、実現のためには国や他の利害関係者による持続的な時間とリソースの提供が欠かせないとした。この結果は GHS 専門家小委員会へ提出され、グローバル化学物質分類リストの開発の可能性を検討するために使用されることとなる。

この他にも有害影響発現経路⁵²に関する新しい 5 つの開発成果の公表 (2016 年 9 月)、ナノマテリアル製品の国際的な試験プログラム⁵³に基づく安全性データサマリーの公表 (2016 年 5 月) など、OECD 加盟国、そして多くの国々が有益に活用できる成果を数多く公表している。

⁴⁹ NITE、OECD 関連情報 <http://www.nite.go.jp/chem/kanren/kokusai.html>

⁵⁰ OECD、報告書 (試験&評価シリーズ No.246)

[http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=env/jm/mono\(2016\)43&doclanguage=en](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=env/jm/mono(2016)43&doclanguage=en)

⁵¹ 二塩化ジメチル錫、ジブチルフタレートおよびジシクロペンタジエン

⁵² 有害影響発現経路 (AOP : Adverse Outcome Pathway) とは、化学物質と生体組織の相互作用から個体 (群) における毒性発現を関連付ける概念のこと。

⁵³ ナノマテリアル製品の試験プログラム

<http://www.oecd.org/chemicalsafety/nanosafety/testing-programme-manufactured-nano-materials.htm>

APEC

アジア太平洋経済協力 (APEC) ⁵⁴では、化学物質管理に関連する取組みとして主に 2 つ挙げられる。「APEC 化学物質対話」と「AMEICC 化学産業専門家会合」と呼ばれるものである。

APEC 化学物質対話

APEC 化学物質対話は 2001 年に発足し、APEC 域内の化学産業における貿易円滑化、及び経済・技術協力の推進を目的としている。2009 年には「化学物質対話規制官フォーラム」が設立され、SAICM のより広範な実施に資するため、APEC 地域全体の化学物質のリスク低減と適切な化学物質管理を促進させることを目的の一つとしている。また 2011 年には 2013 年までの戦略枠組みが策定され、近々更新が行われる予定である⁵⁵。2016 年に以前の枠組みでの主な目標についてレビューが行われ、その後に更新される見通しとなっている。

AMEICC 化学産業専門家会合

日・ASEAN 経済産業協力委員会 (通称 AMEICC) ⁵⁶の化学産業専門家会合は、1998 年の AMEICC 第 1 回会合における合意に基づき設けられたもので、主に化学産業の諸問題 (環境問題、保安・防災・労働安全、化学品安全、レスポンシブル・ケア活動、統計整備・分析・予測、化学物質管理制度の標準化、技術移転、域内貿易の促進、エネルギー消費等) についての情報交換を目的としている。日本においては、日本化学工業協会が本会合に参加し、経済産業省と協力して、ASEAN 諸国における化学産業の諸問題に関して、情報共有や支援を行っている⁵⁷。

以上の「国際的な取組みに関連する動向」について、最新の状況をまとめると以下の通りである。

図表 国際的な取組みの最新状況

SAICM	<ul style="list-style-type: none"> • ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料 • 電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質 • 製品中化学物質
-------	--

⁵⁴ Asia-Pacific Economic Cooperation <http://www.apec.org/>

※太平洋を取り囲む 21 の国と地域の経済協力枠組み

⁵⁵ APEC Chemical Dialogue

<http://www.apec.org/Groups/Committee-on-Trade-and-Investment/Chemical-Dialogue.aspx>

⁵⁶ ASEAN Economic Ministers and METI Economic and Industrial Cooperation Committee (AMEICC) <http://www.ameicc.org/>

⁵⁷ 日本化学工業協会 <https://www.nikkakyo.org/worldwide/1243>

	<ul style="list-style-type: none"> • 塗料中鉛 • パーフルオロ化合物（PFC）の管理とより安全な代替物質への移行 • 内分泌かく乱物質 • 境残留性医薬汚染物質の新規の政策課題への提案 • 毒性農薬
OECD	<ul style="list-style-type: none"> • 化学品の試験 工業用ナノマテリアル材料の試験プログラムやデータの相互受理など。 • 化学品の評価 QSAR プロジェクト、試験及び評価に対する統合アプローチなど。 • 化学品のリスク管理 化学品管理のコスト・ベネフィット評価、SAICM 支援 • 化学品事故防止、事故対策と緊急時対応 安全性パフォーマンス指標に関するガイダンス公表など。 • 農薬及び殺生物性物質 統合農薬管理と、オンライン上でのその中心点の設置、運営。 • バイオセーフティー 遺伝子組み換え有機物（作物や植物など）の安全性評価など。 • 世界的に調和した化学物質分類リスト 当該リストの開発の可能性を評価するためのパイロットプロジェクトの実施と評価など。
APEC	<ul style="list-style-type: none"> • 金属及び金属化合物のリスク評価に関するキャパシティ・ビルディング 鉛や水銀、その化合物などはワークショップにて重要なトピックスのケーススタディとして取り上げられている。 • 各国での GHS の適用・実施 • GHS ラベル表示に関する G.R.E.A.T クリアリングハウス⁵⁸ ※各地域での GHS 関連のラベル表示、その要素の情報を収集し、提供する情報交換のためのウェブサイトを開設。 • 規制の収束および共同に関するバーチャルワーキングショップ、など。

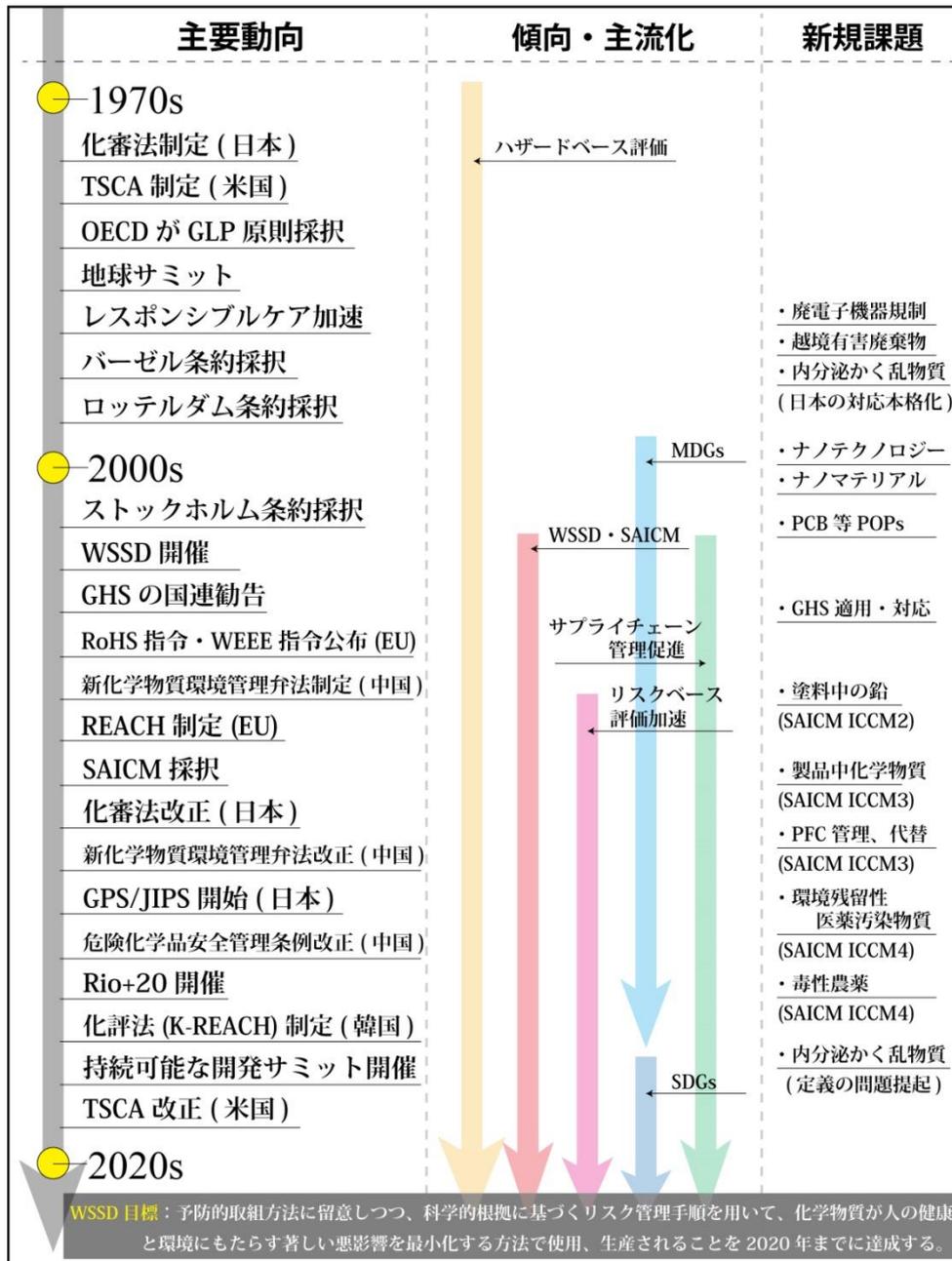
⁵⁸ GREAT (GHS Reference Exchange and Tool, G.R.E.A.T.)

<http://great.osha.gov.tw/ENG/index.aspx>

【まとめ】

本調査結果ならびに欧米の制度および国際的な取組みを踏まえ、アジア諸国の化学物質管理制度の課題と今後の展望についてまとめる。

アジアの主な化学物質管理制度、ならびに欧米および国際動向をまとめたものが下図である。



図表 化学物質管理制度の潮流⁵⁹

⁵⁹ 各種資料よりエンヴィックス作成

まず新規化学物質および既存化学物質の管理については、中国、韓国、台湾、豪州、フィリピンではすでに導入されており、タイとベトナムでもそれに向けた具体的な取組みが見られる。さらに今後はインドネシアやマレーシアにおいても、それに続く形で制度化が進むと予想される。ミャンマー、カンボジア、ラオスといった国では、ハザードベースでの化学物質管理制度も未成熟であるために、新規化学物質の管理に向けてはまだまだ時間が掛かるものと見込まれる。

しかし一方で、すでに制度が構築済み、または予定されている国においても、いまだ運用面での課題はあると言える。例えば、法令の施行スケジュールが厳しい点や、化学品の試験データについて当該国での試験機関への依頼が必須である点や、化学品の企業秘密情報（CBI）に対する認識が甘い点などである。このような課題に対しては、産業界としてのロビー活動などを通じて相手国政府に働きかける必要性もあるだろう。または、現在ベトナムで行われているような国際協力の一環として化学物質管理制度の構築を支援することで、事業者にとって過度の負担にならない制度のあり方を目指すことも重要と言える。

アジア諸国では欧米に倣った化学物質管理制度が導入される向きがあり、今後もその傾向は続くものと予想される。例えば最近では、韓国で 2016 年末に公表された「生活化学製品及び殺生物性製品安全管理法案」は欧州の殺生物性規則（BPR）を意識したものとなっている。このほか、米国で進められる難燃剤規制についても同様に、臭素系難燃剤の代替として使用されてきた塩素系難燃剤について製品中の含有濃度を規制する動きが米国内で現れており、こういった潮流がアジアをはじめとした他国へ派生することは大いに考えられる。

また、国際的な化学物質管理目標にも目を向けると、今後のアジア諸国での展望が見えてくる。ICCM で議論されているナノマテリアルや内分泌かく乱物質の管理については、今回調査したアジア諸国ではまだ管理制度が未成熟であるため、これから議論の対象になるものと考えられる。製品中の化学物質規制に関しても同様に国際的な関心事であり、アジアでも既に導入済みの国は多いが、ますます規制化が進むものと見込まれる。製品含有化学物質についてはサプライチェーンを通じた管理が必要となるが、新興国ではローカル・サプライヤーの知見や認識が不足しているために、その対応において問題が生じる懸念もある。こういった事態を防ぐためにも、日本が進める chemSHERPA などのスキームを徐々に他国へも拡大する必要がある。

以上、アジア諸国の化学物質管理制度の課題と展望についてまとめたが、WSSD の目標に向けた各種制度の構築が今後も着実に進むだろう。そのためにも各国が化学物質のリスクを適切に評価することが重要であるが、そういった制度が事業者にとって過剰な負担に

ならないことが望まれる。また、予防原則にもとづき環境や人への影響が懸念される化学物質の規制化は意義のあることだが、そのリスクとベネフィットのトレードオフについても一層の研究、議論が必要であると言える。例えば上述の難燃剤に対する規制だが、それらを使用することで、化学物質のリスクを上回る火災リスクの低減が認められたと報告する研究結果もある⁶⁰。

アジア諸国には日系企業も多数進出しているため、その化学物質管理制度の行方には注目が集められているが、本報告書がその一助となれば幸いである。

⁶⁰ 小林恭一ら (2016)、火災安全と難燃剤 — その役割と今後の開発方向
<http://www.bsef-japan.com/index/%E7%92%B0%E5%A2%83%E6%83%85%E5%A0%B1%E7%A7%91%E5%AD%A6%EF%BC%8845-1%EF%BC%89%E6%8E%B2%E8%BC%89%EF%BC%882016%E5%B9%B43%E6%9C%88%EF%BC%89%E8%B3%87%E6%96%99.pdf>